

保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案 概要

目的

保護者等（保護者、養護者、対象事業者等をいう。）が自動車内に子ども等（子ども及び対象障害者をいう。）を置き去りにすることにより子ども等の生命又は身体に危険が生ずる事態が生じていることに鑑み、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する措置等を定めることにより、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止を図り、もって子ども等の福祉の増進に資することを目的とする。

定義

- 「子ども」とは、①小学校就学の始期に達するまでの者、②18歳未満の者であって、心身の機能の障害により自ら自動車の外に出ることができないもの（①に該当する者を除く。）をいう。
- 「対象障害者」とは、18歳以上の者であって、心身の機能の障害により自ら自動車の外に出ることができないものをいう。
- 「対象事業者」とは、子ども等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者をいう。
- 「置き去り防止装置」とは、自動車に乗車した子ども等が当該自動車に置き去りにされていることを自動的に検知するために必要な機能を有する装置をいう。
- 「見落とし防止装置」とは、自動車内の子ども等の見落としを防止するブザーその他の装置をいう。

保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する措置

1. 保護者に対する措置

- ① 子どもの保護者又は同居の親族は、置き去り防止装置を備えていない自動車（その子どもの保護者又は同居の親族が使用者である自動車に限る。）にその子どもを乗車させてはならない。
- ② ①の違反事実を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告することができる。
- ③ 都道府県知事等は、違反行為の再発防止のため、保護者に対する指導・勧告等の措置を実施。

2. 養護者に対する措置

- ① 対象障害者の養護者又は同居の親族は、置き去り防止装置を備えていない自動車（その対象障害者の養護者又は同居の親族が使用者である自動車に限る。）にその対象障害者を乗車させてはならない。
- ② ①の違反事実を発見した者は、これを市町村に通告することができる。
- ③ 市町村長は、違反行為の再発防止のため、養護者に対する指導・勧告等の措置を実施。

3. 対象事業者に対する措置

- ① 対象事業者は、子ども等の送迎を目的とした自動車に見落とし防止装置を備えなければならない。
- ② 都道府県知事は、①に違反する対象事業者に対し、見落とし防止装置を備えるべきことを勧告し、対象事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ③ 都道府県知事は、①②の施行に必要な限度において、対象事業者に対し、報告徴求等を実施。

- ※ 1. ①又は2. ①に違反した者は、2万円以下の罰金又は科料。
3. ③による報告徴求に応じなかった者等は、20万円以下の過料。

雑則

- 置き去り防止装置等の設置費用に対する国の補助等
- 保護者や養護者などが置かれている多様な事情等の考慮
- 自動車内への子ども等の置き去りの危険性等についての啓発活動の実施
- 商業施設内の駐車場等における警備員の巡回時の留意事項に関する理解促進に資するための警備員等に対する研修の機会の確保等

施行期日

公布の日（自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する措置の義務履行の確保に係る部分は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）